

日時：7月6日（月）AM9：00～＜庁議室＞

【報告事項】

- 【連絡事項】

- 【その他】

◆次回庁議予定◆ 7月22日(水) AM9:00～ <庁議室> ・案件名報告: 7月 9日(木) PM5:00
・資料提出: 7月14日(火) PM5:00

●内 容 【 2. 報告事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 新島 亨 (TEL) 33-0200

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

建物火災消火活動中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 建物火災消火活動中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和8年6月24日	59,096円 (59,096円)	10割	令和8年3月29日、太田市市場町地内において発生した建物火災の消火活動中、飛び火警戒のため消防用自動車から火災現場北側に隣接する相手方の自宅敷地内を通りホースを配備したところ、当該敷地内にあるヒートポンプ給湯器の基礎と機器との隙間にホースが入り込んだまま放水を開始し、当該ホースが膨張したことで当該機器の金属製外装カバーを損傷させたことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 一般財団法人 全国自治協会自動車損害共済にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 中央消防署 32-6119 ダイヤル

●内 容 【 2. 報告事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 20-7080

【表題】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【目的】

太田市立南小学校の敷地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【概要】

1 損害賠償の概要

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和8年6月2日	255,453円 (255,453円)	10割	令和7年4月7日、太田市立南小学校の敷地内において、南門を通行しようとしたところ、門扉を固定していなかったことから、強風により門扉が動き、相手方が所有する乗用車に衝突し、その右側面を損傷させたことにより、相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払いについては、全国市長会学校災害賠償補償保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和8年7月委員会協議会あてに報告します。

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 保健体育係 20-7084 ダイヤルイン

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

おおた未来戦略部長 氏名 中村 友精 内線 (TEL) 2200

【表題】

株式会社おおたコミュニティ放送 第28期決算状況について

【目的】

本市が出資する株式会社おおたコミュニティ放送について、その出資及び経営等の状況を報告するものです。

【概要】

- ## 1 資本金の状況（令和8年3月31日時点）

資本金額 9,400万円

市出資金額 1,500万円

持株数300株（1株5万円）、持株比率17.17%

- 2 第28期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）経営状況

(1) 事業概要

日頃から地域に根差した質の高い情報を提供するとともに、日常生活に大きな影響を及ぼす非常時においては、放送を通じて地域住民の皆さまが必要とする情報を適切に伝達する体制を整えております。

売上高については営業努力による提供番組の増加、制作部門のスキル向上による動画の編集業務の受注が増加したことなどにより、前年比103.9%の68,666千円となりました。また、経費（製造原価）については、前年比106.1%の49,991千円となりましたが、こちらは受注増への対応経費のほか、社員採用に係る経費の増加、役員交代に伴う人件費の重複期間、物価高に対応する賃金の増加によるものです。販売費及び一般管理費は17,382千円で前年度比100.4%となりました。その結果、当期純利益は前期を上回り、1,380千円となりました。

(2) 決算概況 (※詳細は別紙のとおり)

財務諸表	貸借対照表	資産合計	130,102千円
		負債合計	18,648千円
		純資産合計	111,454千円

損益計算書	税引前当期純利益	1, 590千円
	当期純利益	1, 380千円

【備考】

問い合わせ先 おおた未来戦略部 広報ブランド課 広報係 内線2252 47-1812 (ダイヤル)

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

おおた未来戦略部長 氏名 中村 友精 内線 2200

【表題】

「2026 AUTOBACS SUPER GT Round8太田市PRブース出展プロジェクト」に係るふるさと納税制度を通じたクラウドファンディングの実施について

【目的】

SUPER GT Round8への太田市PRブース出展にあたり、ふるさと納税制度を通じたクラウドファンディング（以下「CF」という。）を行い、事業の趣旨に賛同する方々から広く寄附を募るものです。自動車産業とともに発展してきた本市の特色を活かし、市PRブースを盛り上げ、取組みを発信することで「自動車とものづくりのまち太田」のブランド力向上を図ります。

【 概 要 】

1 内 容

本市として初となるCFを実施し、モビリティリゾートもてぎで開催されるSUPER GT Round8に出展する市PRブースの運営費等としての寄附を募るもの。

2 寄附募集期間 令和8年8月1日～9月30日（61日間）

3 目標金額 100万円

4 寄附の使い道

- ・ PRブース出展費用
- ・ 来場者向けノベルティ制作費

5 期待される効果

- ・ 太田市の認知度向上と魅力発信の強化
- ・ 情報発信を通じた寄附者やイベント参加者等との継続的なつながり

6 その他

- ・本CFは返礼品をともしないため、市民の方も寄附することができます
- ・企業からの支援を目的とし、企業版ふるさと納税も合わせて受け付けを行います

【備考】

* 問い合わせ先 おおた未来戦略部 広報ブランド課 ブランド推進係

内線2259 47-1863ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線2300

【表題】

令和7年度における太田市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の運用状況について

【目的】

太田市情報公開条例第 18 条及び個人情報の保護に関する法律に基づき、毎年 1 回、運用状況を取りまとめ、公表するものです。

【概要】

1 運用状況（※（ ）内は不開示理由が不存在のもの）

(1) 太田市情報公開条例に基づく開示請求・開示決定等実績 (単位: 件)

年度	請求 件数	開示決定 等件数	内 訳					
			開示義務（条例第6条）			任意的開示（条例第14条）		
			開示	部分開示	不開示	開示	部分開示	不開示
R7	222	222	36	60	24 (24)	78	20	4 (4)
R6	509	509	95	155	23 (14)	92	36	108 (106)
R5	444	444	71	36	33 (26)	188	40	76 (75)

任意の開示：市民、市内に在勤・在学する人以外からの開示請求

年度	審査請求件数	処理状況
R7	0	
R6	1	審査中（委員会に諮問中）
R5	1	却下

(2) 個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求・開示決定等実績 (単位：件)

年度	請求件数	開示決定等件数	内 訳		
			開示	部分開示	不開示
R7	162	162	109	45	8 (7)
R6	141	141	84	53	4 (3)
R5	127	127	75	51	1 (1)

年度	審査請求件数	処理状況
R7	1	審査中
R6	0	
R5	0	

(3) 個人情報取扱事務の届出件数

令和7年度 762件うち特定個人情報取扱事務件数120件

令和6年度 760件うち特定個人情報取扱事務件数119件

令和5年度 827件うち特定個人情報取扱事務件数112件

(4) 個人情報の保護に関する法律に基づく訂正等実績

(単位：件)

年度	請求件数	決定件数	内 訳			
			訂正	不訂正	利用停止	利用不停止
R7	2	2	0	2	0	0
R6	3	3	0	2	0	1
R5	0	0	0	0	0	0

年度	審査請求件数	処理状況
R7	1	審査中
R6	1	棄却
R5	0	

2 その他

6月4日の太田市情報公開及び個人情報保護審査会に報告済。総務企画委員会協議会に報告後、太田市広報8月1日号及び市ホームページに掲載します。

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 総務課 総務係 内線2311 47-1815ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市災害対応基本マニュアル等の改定について

【目的】

令和8年5月29日より、気象庁が発表する防災気象情報が変更され、気象防災速報が新たに発表されることに伴い、職員配備基準を見直し、太田市地域防災計画に基づく「災害対応基本マニュアル」の改定及び「災害対策（警戒）本部マニュアル」の改定を行ったものです。

【概要】

1 主な改定内容

(1) 職員配備体制の見直し

気象庁が発表する防災気象情報と警戒レベルとの整合を図るため、職員配備体制を見直し、レベル2（注意報）を「監視体制」、レベル3（警報）を「警戒体制」に見直したものです。

(2) 参集該当課の見直し

防災気象警報のレベル3で高齢者等避難となることから、自主避難所の開設準備等が早期に必要な場合、各地域振興課（行政センター）を監視体制でも招集可能としたものです。

※各地域振興課（行政センター）の配備は、常にレベル2の監視体制ではなく、災害種別や気象状況等を勘案し、危機管理室にて協議し決定するものとします。

また、担当任務内容と緊急時対応の必要性有無を鑑み、社会支援課及び清掃事業課の配備を警戒2号配備（事務局室設置時）としたものです。

(3) 組織改編に伴う見直し等

新年度の部課名等の改編に伴う見直しを図ったものです。

2 改定日

令和8年6月1日

3 その他

本マニュアルの改定に伴い、羅針盤キャビネット及び掲示板にて周知予定です。

また、併せて「SIDE BOOKS」も更新予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 危機管理室 危機管理係 内線3451 47-1916ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線 2300

【表題】

令和7年度市税等収入状況について

【目的】

令和8年5月末日現在の市税及び国民健康保険税の収入状況を報告するものです。

【概要】

(単位：千円、%)

区 分		令和 7 年度			令和 6 年度			収 納 率 前年対比
		収入済額	収入未済額	収納率	収入済額	収入未済額	収納率	
市 税	現年	45,804,681	484,328	98.82	45,059,070	416,549	99.04	-0.22
	滞繰	297,173	740,225	25.64	309,071	726,481	26.05	-0.41
	計	46,101,854	1,224,553	97.04	45,368,141	1,143,030	97.19	-0.15
国 保 税	現年	3,754,802	432,887	88.78	3,701,946	430,820	89.17	-0.39
	滞繰	366,615	850,989	25.99	322,318	970,295	21.56	4.43
	計	4,121,417	1,283,876	72.99	4,024,264	1,401,115	71.25	1.74
合 計	現年	49,559,483	917,215	97.98	48,761,016	847,369	98.22	-0.24
	滞繰	663,788	1,591,214	25.83	631,388	1,696,776	23.54	2.29
	計	50,223,271	2,508,429	94.50	49,392,404	2,544,145	94.40	0.10

注意1) 収入未済額は、不納欠損額を除いた額である。

注意2) 千円未満の端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

【備考】

* 問い合わせ先 総務部 収納課 管理係 内線 2378 47-1936 ダイヤルイン

- 内 容 【 3. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 富田 智幸 内線 2300

【表題】

令和7年度市税等不納欠損について

【目的】

令和８年３月末日における市税及び国民健康保険税に関する不納欠損状況を報告する
ものです。

【 概 要 】

(単位：円)

区 分	現 年 分	滞 納 繰 越 分				合 計
	即時欠損	執行停止処分 後3年経過	即時欠損	執行停止中時効	小 計	
個人市民税	908,751	15,143,722	36,838,955	15,162,485	67,145,162	68,053,913
法人市民税	117,907	85,000	1,299,568	1,040,000	2,424,568	2,542,475
固定資産税	195,267	7,975,619	12,381,818	15,230,380	35,587,817	35,783,084
軽自動車税	143,000	1,165,608	5,313,200	1,973,400	8,452,208	8,595,208
都市計画税	16,233	678,482	1,053,314	1,295,642	3,027,438	3,043,671
市 税 計	1,381,158	25,048,431	56,886,855	34,701,907	116,637,193	118,018,351
国 保 税	476,300	52,950,179	90,979,920	44,827,897	188,757,996	189,234,296
総 計	1,857,458	77,998,610	147,866,775	79,529,804	305,395,189	307,252,647

(参 考)

(単位：円)

区 分	現 年 分	滞 納 繰 越 分				合 計
	即時欠損	執行停止処分 後 3 年経過	即時欠損	執行停止中時効	小 計	
R 6 市税計	2, 677, 203	27, 068, 949	75, 706, 624	44, 795, 097	147, 570, 670	150, 247, 873
R 6 国保税	1, 273, 300	69, 187, 410	66, 346, 661	62, 404, 105	197, 938, 176	199, 211, 476
R 6 総 計	3, 950, 503	96, 256, 359	142, 053, 285	107, 199, 202	345, 508, 846	349, 459, 349

【備考】

* 問い合わせ先 総務部収納課収納1係 内線3216 47-1946ダ イルイン

○公開時期【 1. 庁議後 】

地域公共交通計画策定に向けた通勤に関するアンケートの実施について

本市の地域公共交通計画策定にあたり、公共交通網の再編に役立てるため市職員の通勤行動や交通手段に関する実態と意識を把握することを目的として職員を対象にアンケートを実施するものです。

【概要】

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | アンケート対象者 | 太田市役所全職員及び行政管理公社全職員 |
| 2 | 実 施 期 間 | 令和8年7月6日（月）～7月17日（金） |
| 3 | 実 施 方 法 | L o G o フォームにて実施（公開羅針盤掲示板に掲載） |
| 4 | 調 査 項 目 | 通勤における移動手段、通勤手段の選択理由や満足度、公共交通の利用状況、通勤環境への改善等 |

【備考】

*問い合わせ先 市民生活部 地域モビリティ戦略課 内線2431 47-1826ダイヤルイン

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 3600

【 表 題 】

一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団の経営状況の報告について

【 目 的 】

「一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団」の経営状況の報告をするものです。

【 概 要 】

1 事業活動収入決算額

	令和7年度	令和6年度(参考)
事業活動収入決算額	1,627,851,108円	1,626,419,561円
うち、市委託料	1,542,923,731円	1,545,957,548円
比率	94.78%	95.05%

2 経営等の状況

(1) 事業概要

本市の文化及びスポーツ活動の振興と発展に寄与することを目的に、文化及びスポーツ振興事業並びに文化及びスポーツ施設の管理業務を行っています。

(2) 財務概要

○収支状況

	令和7年度	令和6年度(参考)
収入決算額	1,648,843,187円	1,642,877,772円
支出決算額	1,625,792,308円	1,621,885,693円

○貸借対照表

	令和7年度	令和6年度(参考)
資産合計	450,061,358円	405,542,770円
負債合計	293,304,884円	251,548,179円
正味財産合計	156,756,474円	153,994,591円

○正味財産増減計算書

	令和7年度	令和6年度(参考)
正味財産期末残高	156,756,474円	153,994,591円
正味財産期首残高	153,994,591円	149,986,715円
当期正味財産増加額	2,761,883円	4,007,876円

3 その他

- ・詳細については、別紙経営状況説明書をご覧ください。
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3（財政状況の公表等）第2項の規定により太田市議会へ提出します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 文化スポーツ総務課 総務係 内線 3621

47-1852 デイリン

●内 容 【3.連絡事項】
○公 開 【1.可】
○公開時期 【2.委員会・委員会協議会后】

福祉こども部長 氏名 山崎 美香 内線 (TEL) 2500

【表題】

最高裁判決への対応を踏まえた生活保護費等の追加給付について

【目的】

平成25年から実施した生活扶助基準による保護変更決定処分に関する令和7年6月27日の最高裁判決において、基準改定にあたり、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」と指摘されました。これに伴い、国は新たな基準を設定し、当時の基準との差額分について、追加給付を行うことになりました。そのため、太田市からも追加支給をすることを報告するものです。

【概要】

- 1 支給日
 - ・現在太田市で生活保護を受給中の世帯
令和8年9月28日（月）支給予定
 - ・過去に太田市で生活保護を受給していた世帯
令和8年9月30日（水）から随時支給予定
- 2 対象世帯
 - ・現在太田市で生活保護を受給中の世帯 約1,200世帯を想定
 - ・過去に太田市で生活保護を受給していた世帯 約50世帯を想定
- 3 支給額 8,000万円（市負担率1/4、2,000万円）を想定
（内訳）
 - ・現在太田市で生活保護を受給中の世帯
64,000円×1,200世帯＝76,800,000円を想定
 - ・過去に太田市で生活保護を受給していた世帯
64,000円×50世帯＝3,200,000円を想定
- 4 申請
 - ・現在、太田市で生活保護を受給中の世帯は申請不要。
 - ・過去に太田市で生活保護を受給していた世帯は申請が必要。令和8年8月下旬より受付開始予定。
- 5 周知方法
 - ・広報おた
 - ・太田市ホームページ、X、LINE

【備考】

* 問合せ先 福祉子ども部 社会支援課 保護一係 内線 2523

47-1957 ダイヤルイン

●内 容 【3. 連絡事項】

○公 開 【1.可】

○公開時期【2. 委員会・委員会協議会後】

福祉こども部長 氏名 山崎 美香 内線 (TEL) 2500

【表題】

令和7年度 指定特定・障害児相談支援事業所に対する物価高騰対策支援事業について

【目的】

エネルギー価格高騰による燃料費の負担増などの影響を緩和し、地域の相談支援事業所の安定的な運営を確保するための支援とともに、ＩＣＴ機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務効率化及び相談支援専門員その他職員の負担軽減、並びに利用者の利便性向上を促進することを目的とした、指定特定・障害児相談支援事業所に対する物価高騰対策支援事業について、申請の状況を報告します。

【概要】

- 1 申請受付期間 令和8年4月6日から令和8年4月30日
- 2 申請状況
- 総事業費 2,340千円（20事業所）
- ＜内訳＞
- ・エネルギー価格高騰による物価高騰支援金
17千円×20事業所 340千円
 - ・ICT機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務効率化
及び相談支援専門員その他職員の負担軽減、並びに利用者の利便
性向上を促進するための支援金
100千円×20事業所 2,000千円
- 3 その他 本事業は、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
を活用したものです。

- ## 2 申請状況

総事業費

2, 340千円 (20事業所)

<内訳>

- ・ エネルギー価格高騰による物価高騰支援金
17千円×20事業所 340千円
- ・ ICT機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務効率化
及び相談支援専門員その他職員の負担軽減、並びに利用者の利便
性向上を促進するための支援金
100千円×20事業所 2,000千円

- ・ICT機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務効率化及び相談支援専門員その他職員の負担軽減、並びに利用者の利便性向上を促進するための支援金
100千円×20事業所 2,000千円

- ### 3 その他

本事業は、令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものです。

【備考】

* 問合せ先 福祉子ども部 障がい福祉課 自立支援係 内線 2518

福祉こども部長 氏名 山崎 美香 内線 (TEL) 2500

* 問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

福祉こども部長 氏名 山崎 美香 内線 (TEL) 2500

* 問い合わせ先 福祉子ども部児童施設課放課後児童支援係 内線 2592
47-1924タヤリン

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大沢 英利 内線 (TEL) 3 4 0 0

【表題】

令和7年度 太田市藪塚本町介護老人保健施設利用料及び自己負担収入の債権放棄に係る報告について

【目的】

太田市債権管理条例第17条第1項の規定により令和7年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【概要】

- | | |
|--------------|---|
| 1 放棄した債権の種類 | 太田市藪塚本町介護老人保健施設使用料（私債権）
太田市藪塚本町介護老人保健施設自己負担収入（私債権） |
| 2 債権を放棄した年月日 | 令和8年3月31日 |
| 3 放棄した債権の内容 | |

放棄事由	人数	債権の放棄額（円）	備考
条例第17条第1項第6号に該当	1	39,000円	施設使用料
条例第17条第1項第6号に該当	1	33,851円	自己負担収入

※放棄理由

第6号・・・債務者の無資力、生活困窮が明らかになったとき

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線 46-5115 ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大沢 英利 内線 (TEL) 3400

【表題】

令和7年度 太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金交付事業の実施結果について

【目的】

昨今のエネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受ける保険医療機関および薬局の負担軽減を図り、安定した地域医療提供体制の維持を確保するとともに、ＩＣＴ機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務効率化および職員の負担軽減を促進することを目的とした「太田市医療機関等に対する物価高騰対策支援金交付事業」の実施結果を報告するものです。

【概要】

1 申請受付期間 令和8年4月6日～令和8年4月30日

2 実施結果

総事業費 96,754,000円(283事業所)

<内訳>

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 有床診療所（10事業所） | 1万2千円×1,937床＝23,244,000円 |
| (2) 無床診療所（医科） | 17万円×105事業所＝17,850,000円 |
| (3) 無床診療所（歯科） | 17万円×93事業所＝15,810,000円 |
| (4) 薬局 | 17万円×75事業所＝12,750,000円 |

※上記診療所等のうち、ＩＣＴ機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務の効率化及び職員の負担軽減を促進するための支援金交付事業所

1事業所10万円×271事業所=27,100,000円

3 その他 本事業は、令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものです。

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線 46-5115 ダイヤルイン

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後】

健康医療部長 氏名 大沢 英利 内線 (TEL) 3400

【表題】

令和7年度 介護施設等に対する物価高騰対策支援金交付事業の実施結果について

【目的】

昨今のエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護施設その他の介護サービス事業者の負担軽減を図り、介護保険の安定的運営を図るとともに、ＩＣＴ機器の導入その他のデジタル技術の活用による業務の効率化及び職員の負担軽減を促進することを目的とした「介護施設等に対する物価高騰対策支援金交付事業」の実施結果を報告するものです。

【概要】

- 1 申請受付期間 令和8年4月6日～令和8年4月30日

2 実施結果

総事業費 26,367,000円

<内訳>

- | | | |
|---|--|-------------|
| (1) 在宅通所系事業所 | | |
| 1事業所 17万円×33事業所 | | 5,610,000円 |
| (2) 入所施設系事業所 | | |
| 定員1人あたり1万2千円×599人 | | 7,188,000円 |
| (3) 居宅介護支援事業所 | | |
| 1事業所 1万7千円×57事業所 | | 969,000円 |
| ※上記事業所のうち、ICT機器の導入その他のデジタル技術の活用による
業務の効率化及び職員の負担軽減を促進するための支援金交付事業所 | | |
| 1事業所 10万円×126事業所 | | 12,600,000円 |

- 3 その他 本事業は、令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したものです。

【備考】

都市政策部長 氏名 山本 和幸 内線 (TEL) 2800

令和7年度住宅新築資金等貸付金の債権放棄に係る報告について

太田市債権管理条例第17条第1項の規定により令和7年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

3 放棄した債権の内容

放棄事由	人数	債権の放棄額（円）	備考
条例第17条第1項第5号に該当	1	63,160	徴収停止

* 問い合わせ先 都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線2752 47-1898(ダイヤル)

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 山本 和幸 内線 2800

【表題】

令和7年度太田市下水道事業等会計に係る不納欠損について

【目的】

令和8年3月末日における公共下水道等使用料及び受益者負担金に関する不納欠損状況を報告するものです。

【概要】

(単位：件、円)

区 分		現 年	滞 納 繰 越 分				合 計
		即時欠損	執行停止処分 後 3 年欠損	即時欠損	執行停止中 時効	小 計	
公共下水道等使用料	件数	0	0	0	409	409	409
	金額	0	0	0	1,517,897	1,517,897	1,517,897
下水道事業受益者負担金	件数	0	8	0	0	8	8
	金額	0	72,000	0	0	72,000	72,000
合 計	件数	0	8	0	409	417	417
	金額	0	72,000	0	1,517,897	1,589,897	1,589,897

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 管理係・維持係 内線2671・2673 47-1921ﾀﾞｲヤリン

●内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

行政事業部長 氏名 山田 稔 TEL0277-78-2114

【表題】

一般財団法人太田市行政管理公社の経営状況の報告について

【目的】

本市が出資する一般財団法人太田市行政管理公社について、その出資及び経営等の状況を報告するものです。

【概要】

1 資本金総額

300万円（太田市出資割合 100%）

2 令和7年度決算に基づく経営等の状況

(1) 事業概要

市民福祉の向上や快適な居住環境の整備等に寄与することを目的に、公共施設の管理及び運営の受託並びに公共的事業を行っています。

(2) 財務概要

○正味財産増減計算書

〈経常収益計〉	〈経常費用計〉	〈当期正味財産増減額〉
2,176,879,114 円	− 2,176,475,139 円	= 403,975 円
〈正味財産期首残高〉	〈当期正味財産増減額〉	〈正味財産期末残高〉
46,669,773 円	+ 403,975 円	= 47,073,748 円

○貸借対照表

<資産合計> <負債合計> <正味財産合計>
 206,930,302 円 = 159,856,554 円 + 47,073,748 円

3 その他

- ・ 詳細については、別紙経営状況説明書をご覧ください。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3（財政状況の公表等）第2項の規定により太田市議会へ提出します。

【備考】

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期 【 1.庁議後 】

行政事業部長 氏名 山田 稔 (TEL) 0277-78-2842

【表題】

太田市緑の基本計画策定業務委託公募型プロポーザルにおける審査結果について

【目的】

本業務は、都市公園や緑地の整備・保全、緑化の推進など、太田市の緑に関する総合的な指針となる計画を策定するものであり、業者選定にあたり事業者の多種多様なノウハウの活用に向けた公募型プロポーザルを実施したため、審査結果を報告するものです。

【概要】

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 事 業 名 | 太田市緑の基本計画策定業務委託 |
| 2 | 選 定 方 式 | 公募型プロポーザル |
| 3 | 審 査 日 | 令和8年6月8日 |
| 4 | 参 加 者 | 3者 |
| 5 | 最優秀提案者 | 昭和株式会社太田営業所 |
| 6 | 次点優秀提案者 | 国際航業株式会社群馬営業所 |
| 7 | 契 約 金 額 | 17,853,000円(税込) |
| 8 | 履 行 期 間 | 令和8年7月1日から令和10年3月31日まで |

【備考】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 計画管理係 0276-32-6599 ダイヤルイン

- 内 容 【 3.連絡事項 】
○公 開 【 1.可 】
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 内線 (TEL) 20-7086

【表題】

令和7年度 学校給食費の債権放棄に係る報告について

【目的】

太田市債権管理条例（令和3年太田市条例第3号）第17条第1項の規定により令和7年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【概要】

- | | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | 放棄した債権の種類 | 学校給食費 |
| 2 | 債権を放棄した年月日 | 令和8年3月17日 |
| 3 | 放棄した債権の内容 | |

放棄事由	人数	債権の放棄額（円）	備考
条例第17条第1項第6号に該当	3 6	4, 8 3 2, 6 7 1	
条例第17条第1項第7号に該当	1 9	4 9 6, 8 3 5	
条例第17条第1項第8号に該当	2	2 9, 6 0 0	
合 計	5 7	5, 3 5 9, 1 0 6	

※内容の詳細については別紙のとおり

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 学校給食係 20-7086ダイヤル